

令和8年度 松山市立椿小学校いじめ防止基本方針

令和8年 4月 8日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは全ての児童に関係する問題である。学校は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に笑顔で取り組める場所である。学校は、児童一人一人が輝く場所になるように、学校の内外を問わずいじめの根絶に向けた取組をしなければならない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめ問題への対応は学校の最重要課題の一つであり、一人の教員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、学校が家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、いじめの根絶を目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、教務主任、生徒指導主事、研修主任、学年主任、養護教諭、保健主事、特別支援教育コーディネーター

【家庭地域等】

P T A、椿小児童を守り育てる会委員、公民館、等

【外部専門家】

支援センター
スクールカウンセラー
弁護士
南警察署等

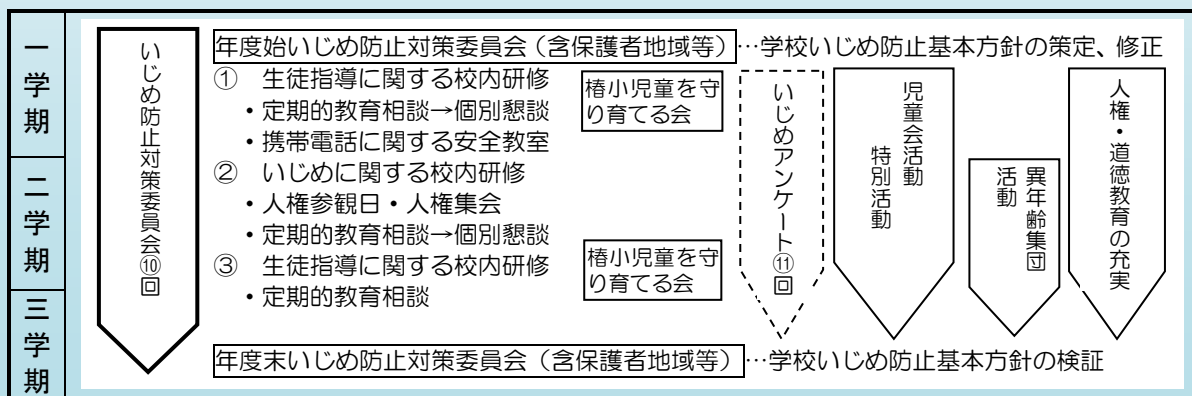
【関係機関】

松山市教育委員会
県福祉総合支援センター
松山市こども相談課
医療機関
法務局
愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① **校内指導体制の確立**
特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② **共通理解と指導力の向上**
「松山市いじめ対応アクションプラン」や「人間関係力向上プログラム（場面対応ゲーム）」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、職能研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ **人権教育と「生命を守る」指導の充実**
人権教育の充実と互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。各教科の中で、必要に応じていじめの防止の視点での指導を行う。
- ④ **道徳教育の充実**
全教育活動において、道徳的実践力を培う道徳教育を推進し、道徳的価値の自覚を深める。また、いじめはいかなる理由があろうとも許されない行為であることを理解させる。
- ⑤ **学級経営の充実**
互いのことを認め合い、励まし合う中で心のつながりを感じ、安心して生活できる学級づくりを行う。
- ⑥ **子どもの自己指導能力の育成**
児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、「まつやま・いじめ0の日」を活用して児童が自主的に取り組む活動を計画する。松山市内小中学生による「いじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑦ **家庭・地域社会、関係機関との連携強化**
家庭やP T A、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ **学校基本方針の周知**
年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有できるように情報交換の場の設定に努め、内容を蓄積できる工夫をする。（職員終礼、学年会、生徒指導部会、企画会、職員会議、職員研修の有効活用）
- ② 毎月いじめに関するアンケートを実施するとともに、個別懇談、連絡帳、日記帳、ふれあい相談ボストの活用等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 定期的教育相談を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談をもちかけられない児童やいじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口（「松山市こども相談課」「いじめほっとらいん」「いじめ相談ダイヤル 24」「スクールカウンセラー」等）について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
 - ・発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。
 - ・相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ・複数教員で迅速かつ正確な事実関係の把握に努め、情報を管理職に報告する。
 - ・いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもつ。
 - ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ・把握した事実関係について個人情報に十分配慮しつつ、正確に事実を伝え、関係者と協力して対応する体制を整える。
 - ・いじめにつながる小さなトラブルについても、早期発見、早期解決に努める。
- ② 組織的に対応
教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
いじめられている児童から、複数教員で事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる児童からも複数教員で事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、南警察署等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの事実調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上へのいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。関係機関や民間企業を積極的に活用して、情報モラルに関する児童への指導を充実させる。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除をする措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な障害が生じる恐れがあるときは直ちに南警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、いじめの実態の全容解明のための調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○わが子が「いじめる側」にならないように話を聞いて聞かせましょう。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けてください。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡してください。 ○地域や学校の行事において言葉遣いや参加態度について御指導ください。